

速報！定款改正案認可！

「医業経営コンサルタントの資格認定に関する事業」が協会の目的として明確に

去る8月9日、厚生労働省発医政0809第4号にて、2010年3月通常総会で議決された定款の一部改正案を認可する旨が通知されました。

これにより、「医業経営コンサルタントの資格認定に関する事業」を定款に事業として明確に記載することができることとなりました。

当協会は1990年の創立以来、医療・保健・介護・福祉に関する調査研究を行うこと、医業経営に係わるコンサルタントの水準の確保と資質の向上を図ること及び医業の社会公共性を経営面から支援することにより、医業経営の健全化・安定化に資することを目的として活動をしてきました。

しかし過去20年間は、「医業経営コンサルタントの資格認定」については、医業経営コンサルタントの位置づけをめぐる解釈などから、定款に単独で事業として記載することは認められず、「その他必要な事業」の一部として実施されてきました。

当協会としては、資格認定事業の定款への明確な記載が、当協会および医業経営コンサルタントの社会的認知にとって不可欠であり、永年の課題と認識しておりました。

このたび、積年の思いが晴れて実現し、現在進めております公益社団法人への移行にあたって大きな一歩を記すことができました。これは、当協会および医業経営コンサルタントの社会的認知が着実に前進している証であろうと思います。

ここに、会員の皆様に謹んでご報告いたします。

定款の一部変更

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 医業経営に関する調査研究
- (2) 医業経営に関する研修会等の開催
- (3) 医業経営に関する啓蒙事業
- (4) 医業経営コンサルタントの資格認定に関する事業(新規追加)
- (5) 医業経営コンサルタントの資質の涵養および職務能力向上のための教育研修事業
- (6) その他本協会の目的を達成するのに必要な事業